

平成31年度千葉市若葉区千城台コミュニティセンターの管理に関する協定書に係る変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）とちばアートウインド運営企業体（以下「乙」という。）との間で平成31年4月1日付けをもって締結した「平成31年度千葉市若葉区千城台コミュニティセンターの管理に関する協定書」について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更事項

(1) 指定管理料

原協定	金86,557,000円
変更後	金86,807,686円
増額	金250,686円

(2) 本事業年度の月次指定管理料の支払い額

原協定

第1回	金7,213,087円
第2回～第12回	金7,213,083円

変更後

第1回	金7,213,087円
第2回～第10回	金7,213,083円
第11回	金7,216,173円
第12回	金7,460,679円

2 変更理由

(1) キャンセル料相当額の返還

令和2年2月1日から同年3月31日の間の利用分について、利用者が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として施設の利用を中止した場合に、甲の要請で、乙が利用者へ利用料金の全額返還を行ったことにより、甲からの返還要請がなければ本来返還する必要がなかった利用料金を収入できなくなったため、甲からの返還要請がなければ本来返還する必要がなかった利用料金収入の減収分について、指定管理料を変更する。

(2) 管理施設の一部休館及び利用目的制限（以下、「一部休館等」という。）による減収

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、甲の指示で一部休館等となったため、一部休館等による利用料金収入の減収分と一部休館等により不用となった経費との差額について、指定管理料を変更する。

(3) 開館施設又は一部休館施設の開館部分における減収

令和2年3月3日から同年3月31日の間の開館（一部休館施設の開館部分を含む）期間における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う利用者の減少による利用料金収入の減収分

と利用者の減少により不用となった経費等との差額の100分の80について、指定管理料を変更する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人



乙 ちばアートウインド運営企業体

(代表企業)

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号

Fun Space株式会社

代表取締役 鈴木茂



(構成員)

東京都中央区新富2丁目8番1号

株式会社パシフィックアートセンター

代表取締役 村山研一



(構成員)

千葉市花見川区幕張本郷1丁目3番33号

株式会社千葉共立

代表取締役 武井幸也



(構成員)

東京都港区北青山3丁目5番12号

青山クリスタルビル4階

株式会社ハンズオン・エンタテインメント

代表取締役 菊地哲栄



(構成員)

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号

株式会社オーチャー

代表取締役 片野忠彦

